

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第79号

(平成27年2月)

京都市消費生活総合センター

1 若者を狙うネットビジネス等の勧誘にご注意ください！

最近、大学生や仕事を探している若者から、「友人にネットビジネスを始めないかと誘われた。消費者金融でお金を借りて契約したが解約したい」といった相談が、急増しています。

相談者の多くは、高校の先輩や大学の友人など、身近な人から勧誘されています。「友達を誘ってその人が代理店になれば、お金がもうかる」、「誰にでもできるビジネス」などと誘われますが、「どんな仕事なのか」、「何を販売するのか」など、詳しいことは説明されていません。

また、契約金の支払いのために、職業や年収を偽って消費者金融でお金を借りるように言われるなど問題があります。

勧誘されても、すぐに契約せず、落ち着いて、冷静に考えましょう。



<事例>

① 高校時代の友人から、「すごい人がいるので会って見ないか。その人と一緒に仕事をして自分は成長できた。ビジネスの方法を教えてもらえる」と言われ話を聞いたところ、「誰かに代理店になるよう勧誘すれば、1人につき12万円がもらえる」という話だった。話を聞いているうちに、自分にもできると思い契約書にサインをしてしまった。「仕事を始めるためには資金が必要」と言われ、職業や年収を偽って消費者金融でお金を借りるよう教えられ、お金を借りた。契約時に、「これは、マルチ商法ではないので、クーリング・オフはできない」と説明されたが、人を誘って利益を得るのだからマルチ商法ではないか。後で、契約書を見直したところ内容がおかしいと思ったので、解約したい。

② 大学の友人から、「ネットビジネスをやらないか」と誘われ、喫茶店で友人と一緒に、ビジネス会社の社長と名乗る人から話を聞いた。ネットビジネスで稼げるならセミナーを受講してみようと思った。セミナーを受講するためには、75万円ほど必要だと言われた。

そんなお金はないと言ったところ、「会社員と偽って消費者金融からお金を借りればいい。借金はすぐに返せる」と言われ、言われるままにお金を借りて支払った。しかし、後日セミナーで話を聞いたところ、代理店になって、人を誘えばお金が入るといった内容だった。人を誘って収入を得る仕事だと聞いていたら契約しなかった。解約してお金を返してほしい。

○親しい友人や信頼している知人から勧誘されても、すぐに信用せず、冷静に考える。

簡単にビジネスで成功できる保証はどこにもありません。販売組織に加入し、友人を勧誘することで、友人とトラブルになり、友人関係が崩壊することがあります。また、勧誘方法によっては、自分が加害者になってしまうこともあります。勧誘されても、その場ですぐに契約したり、お金を支払ったりせず、慎重に考えましょう。

○困ったときは、すぐに京都市消費生活総合センター（電話256-0800）にご相談ください。

「他の人を勧誘して販売組織に加入させると利益が得られる」などと言って、「商品を買わせる」、「サービスを受けさせる」、「加盟金を支払わせる」などの金銭負担をさせる契約のことを「マルチ商法」と言います。マルチ商法のクーリング・オフ期間は、契約書面を受け取った日から20日間です。「契約書が交付されていない」、「契約書の内容に不備がある」などといったときは、20日を過ぎていても、クーリング・オフできる場合があります。また、勧誘方法に問題があるときは、契約解除の交渉ができる可能性があります。

業者から、「これはクーリング・オフできない契約だ」と説明されていても、諦めずにご相談ください。

しかし、クーリング・オフできる場合でも、悪質な業者では、返金されるまでに長い日数がかかったり、連絡が取れなくなって、結局、返金されないといったこともあります。

情報商材等の内容が、費用に見合わない内容である場合は、マルチ商法ではなく、法律で禁止されているねずみ講（無限連鎖講）に当たる可能性もありますので、注意しましょう。

2 新築マンションへの入居時を狙う悪質な訪問販売にご注意ください！

最近、新築マンションへの引越し作業中や引越し直後に、あたかもマンションの関連会社であるかのように装った業者が訪問し、「設置されている浄水器のカートリッジの説明をしたい」、「水道の点検をしたい」などと言って部屋に上がり込み、新たにカートリッジを購入させるといった手口によるトラブルが増えています。

相談者は、引越し作業などで慌ただしくしているときに、突然、業者に訪問され、落ち着いて考えることができない状況の中で、業者に言われるままに、カートリッジを購入させられています。

特定商取引法において「訪問販売業者等は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立ち、事業者名、勧誘目的、商品等の種類を明らかにしなければならない」と定められており、勧誘目的を隠して勧誘する行為等は禁止されています。

業者が訪問してきたときは、必ず、業者名や訪問目的をしっかりと確認し、落ち着いて対応しましょう。



<事例>

新築マンションへの引越し作業中に、突然、「浄水器のカートリッジの説明をしたい」と言っ
て業者が訪ねてきた。業者は、「マンション全部の部屋を回って説明している」と言いなが
ら、台所まで上がり込んできた。マンションの管理会社から来た業者だと思い、話を聞いたと
ころ、既に備え付けられているカートリッジよりも、良いものがあると言われ、その場で購入
し、お金を支払った。しかし後日、管理会社とは全く関係のない業者だったことが分かり、商
品にも疑問があるので、解約したい。

<アドバイス>

訪問販売により契約したときは、契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフ
をすることができます。「契約書が交付されていない」、「内容に不備がある」といったときは、
8日を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。また、勧誘方法に問題があると
きは、契約解除の交渉ができる可能性があります。

諦めずに、**京都市消費生活総合センター（☎256-0800）**にご相談ください。

しかし、クーリング・オフできる場合でも、悪質な業者では、返金されるまでに長い日数が
かかったり、連絡が取れなくなって、結局、返金されないといったこともあります。

突然、業者に訪問されると、関連業者だと勘違いしてしまったり、業者の話をうのみにして
しまいがちです。日頃から、業者が訪問してきたときには、必ず、業者名や訪問目的などをし
っかり確認し、落ち着いて対応するように心掛け、その場で契約したり、お金を支払わないよ
うにしましょう。

3 小さい子どもによる便器内の薬剤誤飲にご注意ください！

昨年10月に、小さい子どもによる洗剤やアルコール飲料などの誤飲についてお知らせしま
したが、公益財団法人日本中毒情報センターによると、トイレの便器の内側に、ジェル状の
薬剤を貼り付ける新しいタイプのトイレ用洗剤・芳香剤に関する相談が増加しているよう
です。

親が目を離した隙に子どもがトイレに入り、便器内の薬剤に手を付けて、口に入れてしま
ったという事故について、平成25年には、200件を超える問合せがあったとのことです。

こうしたジェル状の薬剤は、きれいな色や良い香りがするため、子どもの興味を引きやすく、
何でも口に入れてしまう年齢の子どもには、特に注意が必要です。

口に入れてはいけないことをきちんと教え、小さい子どもが、トイレの中で触らないよう
に注意しましょう。

万一、子どもが薬剤を口に入れてしまったときは、すぐに医師や中毒110番に相談しまし
ょう。

公益財団法人日本中毒情報センター 中毒110番
大阪 072-727-2499（365日 24時間対応）

4 「子ども安全メール from 消費者庁」をご存知ですか？

1歳～14歳の子どもの死因の上位に「不慮の事故」があります。「不慮の事故」は、決して他人事ではありません。ちょっと目を離した隙に、子どもが危険なことをしていて、「ヒヤッ！」とした経験はありませんか。

大切な子どもたちを「不慮の事故」から守るために、消費者庁では、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進しています。その取組の一つとして、毎週木曜日に、事故予防の豆知識や、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起情報など、「子ども安全メール」を配信しています。

＜過去の配信メールの一例＞

- 子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！
- 熱い！！魚焼きグリルでやけど！
- ビーズを鼻に入れる事故にご注意！
- スマートフォンを充電中、機器が子どもの頬に触れてやけど！



是非、この機会に消費者庁メール配信サービスにご登録ください。

「子どもを事故から守る！プロジェクト」

検索

【編集後記】 子どもの頃、両親から、「1月、2月、3月は、行く、逃げる、去ると言って、すぐに月日が流れる。」と聞かされていました。その言葉のとおり、もう3月を迎えようとしています。この時期、4月からの新しい生活に向けて準備をされている方も多いのではないのでしょうか。賃貸マンションなどに入居される方、退去される方など様々だと思いますが、入退去時には、契約書等をしっかり確認し、分からないことがあれば、管理会社等にきちんと確認し、トラブルに巻き込まれないようご注意ください。毎日の暮らしの中でも、「おかしいな」、「ほんとかな？」と思ったときは、自らで調べたり、身近な人に相談するなどしていただき、安心して安全な消費生活をお過ごしください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)



平成27年2月発行 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

